

気候便益分析は、計算のための最も保守的な仮定に基づいており、炭素固定の非永続性と逆転のリスク、リスク飽和、漏洩のリスクについての適切な考察を含んでいること。

ポイント1で言及されている計画が木材製品の伐採と除去を含んでいる場合、分析の範囲には、木材製品のための計画された伐採と除去から生じる生産によって誘発されるGHG排出と除去についての考察が含まれること。ただし、この考察を排除するために気候便益の計算上最小限にとどめる場合はこの限りではない。

2.3. 有害動植物や病気の寄生、森林火災、風、暴風雨による被害などの自然の攪乱によって生じる排出や除去で、地域に影響を与え、パフォーマンスを低下させるものがあったとしても、規則(EU)2020/852の基準に適合しない結果とはみなされない。ただし、気候便益分析が、自然の攪乱による排出や除去に関する2006年IPCC国別温室効果ガスガイドラインの2019年改訂版と整合的であることを条件とする。

2.4. 期間の開始時およびその後5年ごとに、地域でモニタリングされる排出量および除去量に関する気候便益分析の正確性は、以下のいずれかによって管理されること。

- (a) 当該国の権限のある当局
- (b) 国内当局または活動の運営者の要請に応じて、独立した第三者認証機関。

3. 追加性

3.1. 活動の追加性を実証する。この実証は、活動が強制的ではなく、慣習的ではなく、もしも活動が持続可能な投資として資金調達のために受け入れられていなかったとすると、活動が規則2020/853に適合しているとの認識に基づき、以下の条件の1つが満たされていたであろう証拠を提供すること。

- (a) その活動が実施されなかったであろうし、その経済的、環境的又は社会的側面が著しく変更されたであろうこと。
- (b) 知識や行動上の障壁のために、活動が不可能であったであろうこと。
- (c) この地域が他の活動に転換され、利用され、気候緩和に悪影響を与えたであろうこと。

3.2. 活動の追加性は、次のいずれかによって示されること。

(a) 該当する国内の管轄当局がある場合には、その当局による。

(b) 独立した第三者認証機関。国の当局又は活動の運営者の要請に基づく。

4. 持続性の保証

活動が行われる地域は、国内法によって定義される法的保護の対象であり、他の土地利用への転換が行われないことを確保すること。活動の事業者は、2.で決定されたように、新規植林計画及びその後の森林管理計画又は同等の手段への将来の更新が気候便益をもたらすことを約束すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本章の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者 ⁷¹ と協議して策定された水利用・防護管理プランに従って、関連する独立した第三者認証機関によって管理されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	この活動によって引き起こされる林業文化の変化は、森林からの木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。
(5) 公害防 止・管理	農薬の使用は削減され、また、有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチや技術が望ましい。この活動には肥料を使用しない。

⁷¹ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、およびWHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として列挙されている有効成分の使用を避けるために、十分に文書化され、検証可能な措置が取られていること。その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施すること。</p>
<p>(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、本活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の転換は行われないうこと。</p> <p>本節の第1節で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には以下のものが含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。 (b) 侵略的外来種の使用又は放出を除くこと。 (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除くこと。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 森林生殖資材の使用は、好ましく適切な生態系の状態(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。 (ii) 現存する在来種は、予測される気候的・水文学的条件にもはや適応していない。 (d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。

-
- (e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。
 - (f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換することを除くこと。
 - (g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。
 - (h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。
-

1.7. 森林管理の改善

活動内容

この活動は、国内法で定められた森林管理の改善の定義を満たしている。国内法にそのような定義が含まれていない場合、この活動は、気候変動緩和の目的で行われる森林における管理介入を指し、気候便益分析を通して実証される。この活動は、土地利用に変化がないと仮定しており、国の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義に合致する土地で、または利用できない場合には、FAOの森林⁷³の定義に合致する土地で行われる。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。本活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 森林管理計画又はこれに準ずるもの

1.1. 本活動は、国内法に規定されている森林管理計画または同等の文書の対象となる地域、または国内法で森林管理計画または同等の文書が定義されていない地域(FAOの「長期森林管理計画を伴う森林地域」⁷⁴の定義で言及されている)で行われること。

⁷³ 5mを超える樹木と10%を超える樹冠のある0.5ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。FAO Global Resources Assessment 2020では、農地や都市部の土地利用が圧倒的に多い土地は含まれていない。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁷⁴ 長期(10年以上)の管理計画を文書化し、定められた管理目標を目指す森林地域で、定期的に改訂されている。

森林管理計画又はこれに準ずる文書は、10年以上の期間を対象とし、継続的に更新され、かつ、以下の詳細な情報を提供することにより森林管理システムが記述されていること。

- (a) 主要な制約⁷⁵を含む経営目標
- (b) 管理目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動(森林サイクル全体にわたる期待される活動を含む)。
- (c) 主要な既存及び意図された森林樹種、並びにその範囲及び分布を含む森林生息地の状況の定義
- (d) 土地登記所における官報による区域の定義
- (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域
- (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために展開される措置
- (g) 社会問題への配慮(景観保全、ステークホルダーとの協議)
- (h) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするために展開されるリスク及び措置を予防し、削減し及び管理することを目的とするもの。

1.2 ポイント1.1に記載されている計画に記載されている森林管理システムの持続可能性が、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。

- (c) 森林管理が、適用される持続可能な森林管理の国家定義に合致するものである。
- (d) 実施されている管理システムが、指令(EU)2018/2001の第29条(6)に規定されている森林の持続可能性の基準、及び同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠していることを示す。

13. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No 995/2010に規定されているデュー・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。

14. 森林管理に関連するすべてのDNSH基準は、森林管理計画で扱われていること。

15. 森林管理計画又はこれに相当する手段は、次の事項を監視することを規定すること。

FAOグローバル資源評価2020。用語と定義は <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>。

⁷⁵

(i)木材資源の長期的な持続可能性(ii)生息地の保全、関連する生息地の多様性、土壌影響を最小限に抑える収穫条件に対する影響/圧力の分析を含む。

計画に含まれる情報、特に関連する領域に関するデータの正確性が確保される。

1.6. 当該期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画又はこれに相当する文書に適合しているかどうかは、国の当局又は当該活動の事業者の要請に応じて、関連する国の権限のある当局又は森林認証制度のような独立した第三者認証機関によって管理されること。

独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営に関与してはいけない。

2. 気候便益分析

2.1. 気候便益分析では、新規植林活動がない場合に当該地域で起きたであろうビジネス・アズ・ユジュアルに関連した、活動開始時から20年間のGHG排出量と除去量のバランスに対応するベースラインを設定し、それらの通常業務の長期平均GHGバランスの推定値を提供すること。

ビジネス・アズ・ユジュアルには、以下のいずれかに準拠する。

- (a) 活動開始前に、森林管理計画又はこれに相当する文書の最新版に文書化された管理慣行(もしあれば)
- (b) 活動開始前の直近の慣行
- (c) 指令(EU)2018/2001の第29条(7)(b)に規定されているように、森林地域における炭素貯蔵と吸収のレベルが長期的に維持または強化されることを保証する管理システムに対応する実務。

ベースラインに使用される排出量と除去量に関する情報は、透明性が高く、正確で、一貫性があり、完全で、比較可能であること。

2.2. 気候便益分析は、次の両方を実証していること。

- (a) 活動開始後20年間の活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味のバランスは、2.1で言及したベースラインよりも高い。
- (b) 活動の予測される長期的な平均GHG収支は、(続く)

(前頁から)ポイント2.1で言及されているベースラインで予測される温室効果ガスの長期的な期間平均収支よりも高い。

気候便益分析は、AFOLUプロジェクトと活動とIPCCインベントリガイドライン⁷⁶との整合性に関する2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019改訂版と整合的であること。

気候便益分析は、計算のための最も保守的な仮定に基づいており、炭素固定の非永続性と逆転のリスク、リスク飽和、漏洩のリスクについての適切な考察を含んでいること。

ポイント1で言及されている計画が木材製品の伐採と除去を含んでいる場合、分析の範囲には、木材製品のための計画された伐採と除去から生じる生産によって誘発されるGHG排出と除去についての考察が含まれること。ただし、この考察を排除するために気候便益の計算上最小限にとどめる場合はこの限りではない。

2.3. 有害動植物や病気の寄生、森林火災、風、暴風雨による被害などの自然の攪乱によって生じる排出や除去で、地域に影響を与え、パフォーマンスを低下させるものは、規則(EU) 2020/852の基準に適合しない結果とはみなされない。ただし、気候便益分析が、自然の攪乱による排出や除去に関する2006年IPCC国別温室効果ガスガイドラインの2019年改訂版と整合的であることを条件とする。

2.4. 期間の開始時およびその後5年ごとに、地域でモニタリングされる排出量および除去量に関する気候便益分析の正確性は、以下のいずれかによって管理されること。

- (a) 当該国の権限のある当局
- (b) 国内当局または活動の運営者の要請に応じて、独立した第三者認証機関。

3. 追加性

3.1. 本活動の追加性を実証する。この実証は、活動が強制的ではなく、慣習的ではなく、もしも活動が持続可能な投資として資金調達のために受け入れられていなかったとすると、活動が規則2020/853に適合しているとの認識に基づき、以下の条件の1つが満たされていたであろう証拠を提供すること。

- (a) 当該活動が実施されなかったか、又はその経済的、環境的若しくは社会的活動の側面が著しく変更されたであろうこと。

⁷⁶ Box 2.0a「AFOLUのプロジェクトまたは活動とIPCCインベントリガイドラインとの整合性」第2章:複数の土地利用カテゴリーに適用される一般的方法論。第4巻:農林業その他の土地利用。2019年、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインに改訂 https://www.ipccnggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf

- (b) 知識や行動上の障壁のために、活動が不可能であったであろうこと。
- (c) この地域は他の活動に転換され、利用され、気候緩和に悪影響を与えたであろうこと。

3.2. 本活動の追加性は、次のいずれかによって示される。

- (a) 該当する国内の管轄当局がある場合には、その当局による。
- (b) 独立した第三者認証機関。国の当局又は活動の運営者の要請に基づく。

4. 持続性の保証

本活動が行われる地域は、国内法によって定義される法的保護の対象であり、他の土地利用への転換が行われないことを確保すること。活動の事業者は、2.で決定されたように、新規植林計画及びその後の森林管理計画又は同等の手段への将来の更新が気候便益をもたらすことを約束すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本節の第1節に記すプランにおいて特定され、対処され、関連する利害関係者 ⁷⁷ と協議して策定された水利用及び防護管理計画に従って、関連する独立した第三者認証機関によって管理されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	この活動によって誘発される林業文化の変化は、木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。

⁷⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、又は第三国における水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する活動のための同等の国内規定又は国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<p>(5) 公害防 止・管理</p>	<p>農薬の使用は削減され、また、有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的代替物を含む代替的なアプローチや技術が望ましい。この活性は肥料を使用しない。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、およびWHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として記載されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置が講じられている。その本活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施していること。</p>
<p>(6) 生物多様性 生 態系の保護及び回 復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、本活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の転換はないこと。</p> <p>本節の第1節で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には以下のものが含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。 (b) 侵略的外来種の使用又は放出を除く。 (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除く。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 森林生殖資材の利用がもたらす(続く)

	<p>好適かつ適切な生態系の状態(気候、土壌基準、植生帯、森林火災の回復力など)。</p> <p>(ii) その場所に現在存在する在来種は、予測される気候条件や水文学的条件にもはや適応していない。</p> <p>(d) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。</p> <p>(e) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。</p> <p>(f) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換することを除く。</p> <p>(g) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。</p> <p>(h) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。</p>
--	--

1.8. 保全林業

活動内容

この活動は、1つ又は複数の生息地又は種の保全を目的とした森林管理活動を対象としている。この活動は、土地の種類に変化がないと仮定しており、国の温室効果ガスインベントリで使用されている森林の定義に合致する土地、または利用できない場合には、FAOの森林⁷⁹の定義に合致する土地で行われる。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードA2に分類される。活動は、NACE II 02.10、すなわち林業およびその他の森林活動に限定され、02.30、すなわち野生栽培非木材製品の収集に限定される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

⁷⁹ 5mを超える樹木と10%を超える樹冠のある0.5ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。FAO Global Resources Assessment 2020では、農地や都市部の土地利用が圧倒的に多い土地は含まれていない。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

1. 森林管理計画又はこれに準ずるもの

1.1. 本活動は、国内法に規定されている森林管理計画または同等の文書の対象となる地域、または、国内規則が森林管理計画を定義していない地域(FAOの定義では「長期森林管理計画のある森林地域」の⁸⁰に言及されている)で行われること。

特に、森林管理計画又はこれに準ずる文書は、10年以上の期間を対象としており、以下の詳細な情報を提供することにより、継続的に更新され、森林管理システムを記述していること。

- (a) 主要な制約を含む経営目標
- (b) 管理目標を達成するために計画された全般的な戦略と活動(森林サイクル全体にわたる期待される活動を含む)。
- (c) 地域の森林生態系の状況に応じた、森林生息地の状況、主な森林樹種、意図されたもの、及びその範囲と分布の定義。
- (d) 土地登記所における官報による区域の定義
- (e) 区画、道路、通路の権利及びその他の公衆のアクセス、水路を含む物理的特徴、法的及びその他の制限の下にある区域
- (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために展開される措置
- (g) 社会的課題への配慮(景観の保存、利害関係者との協議)
- (h) 森林火災、並びに有害動植物及び疾病の発生を含む森林に関連するリスクの評価であって、残留リスクに対する防護を確実にするために展開されるリスク及び措置を予防し、削減し及び管理することを目的とするもの。

1.2. 森林管理計画又はこれに準ずるもの

- (a) FAOの定義に基づき、土壌・水質⁸²の保全、生物多様性⁸³の保全、または社会サービス⁸⁴からなる主な指定管理目的⁸¹を示すこと。

⁸⁰ FAO Global Resources Assessment 2020では、長期(10年以上)の管理計画が文書化され、明確な管理目標を目指し、定期的に改訂されている森林地域。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

⁸¹ 管理部門(FAO Global Resources Assessment 2020)に割り当てられた主な指定管理目標。用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>。

⁸² 管理目的が土壌と水の保護である森林。(FAO Global Resources Assessment 2020) 用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>。

(b) 自然に近い森林など、生物多様性に優しい慣行に従うこと。

(c) 以下の分析を含むこと。

(i) 生息地の保全と関連する生息地の多様性に対する影響と圧力

(ii) 土壌への影響を最小限に抑える収穫条件

(iii) 狩猟、漁業、農業、牧畜、林業活動、工業、鉱業、商業活動など、保護目的に影響を与える他の活動。

1.3. ポイント1.1に記載されている計画に記載されている森林管理システムの持続可能性は、以下のいずれかのアプローチによって確保されること。

(a) 森林管理が、もしあれば、持続可能な森林管理の国の定義に合致すること。

(b) 実施されている管理システムが、指令(EU)2018/2001の第29条(6)で定義された森林の持続可能性基準に適合していることを示し、その適用日現在、同指令の第29条(8)で採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する施行法に準拠していることを示すこと。

1.4. 実施されている活動に関連する管理システムは、規則(EU)No 995/2010に規定されているデュール・デリジェンス義務および合法性要件に準拠していること。

1.5. 保全林業基準に関連するすべてのDNSHは、森林管理計画または同等の文書で取り扱われていること。

1.6. 森林管理計画又はこれに相当する文書は、計画に含まれる情報、特に関係する地域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。

1.7. 当該期間の開始時及びその後5年ごとに、森林管理が森林管理計画又はこれに相当する文書に適合しているかどうかは、国の当局又は当該活動の運営者の要請に応じて、関連する国内の所管当局又は森林認証制度等の独立した第三者認証機関のいずれかによって管理されること。

独立した第三者認証機関は、所有者や資金提供者と直接結びついておらず、活動の開発や運営に関与してはいけない。

2. 気候便益分析

⁸³ 生物の多様性の保全を経営の目的とする森林 保護地域内の生物多様性保全のために指定された地域を含むが、これらに限定されない。(FAO Global Resources Assessment 2020) 用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>.

⁸⁴ 管理目的が社会サービスである森林。(FAO Global Resources Assessment 2020) 用語および定義 <http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>

2.1. 気候便益分析では、新規植林活動がない場合に当該地域で起きたであろうビジネス・アズ・ユジュアルに関連した、活動開始時から20年間のGHG排出量と除去量のバランスに対応するベースラインを設定し、それらの通常業務の長期平均GHGバランスの推定値を提供すること。

ビジネス・アズ・ユジュアルは、以下のいずれかが該当する。

- (a) 活動開始前に、森林管理計画又はこれに相当する文書の最新版に文書化された管理慣行(もしあれば)
- (b) 活動開始前の直近の慣行
- (c) 指令(EU)2018/2001の第29条(7)(b)に規定されているように、森林地域における炭素貯蔵と吸収のレベルが長期的に維持または強化されることを保証する管理システムに対応する実務。

ベースラインに使用される排出量と除去量に関する情報は、透明性が高く、正確で、一貫性があり、完全で、比較可能であること。

2.2. 気候便益分析は、次の両方を実証していること。

- (a) 活動開始後20年間の活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味のバランスが、2.1で言及したベースラインよりも高い。
- (b) 活動の予測される長期的な平均GHGバランスが、2.1で言及したベースラインで予測される長期的な平均GHGバランスよりも高い。

気候便益分析は、AFOLUプロジェクトと活動とIPCCインベントリガイドライン⁸⁵との整合性に関する2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019改訂版と整合的であること。

気候便益分析は、計算のための最も保守的な仮定に基づいており、炭素固定の非永続性と逆転のリスク、リスク飽和、漏洩のリスクについての適切な考察を含んでいること。

ポイント1で言及された計画が伐採事象を含んでいる場合、分析の範囲には、木材製品のための計画された伐採及び除去から生じる生産によって誘発されるGHG排出量及び除去量の考察が含まれること。ただし、この考察を除外するために気候便益の計算上最小限にとどめる場合はこの限りではない。

⁸⁵ Box 2.0a「AFOLUのプロジェクトまたは活動とIPCCインベントリガイドラインとの整合性」第2章:複数の土地利用カテゴリーに適用される一般的方法論。第4巻:農林業その他の土地利用。2019年に2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリー作成ガイドラインを改訂 https://www.ipccnggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf

2.3. 有害動植物や病気の寄生、森林火災、風、暴風雨による被害などの自然の攪乱によって生じる排出や除去で、地域に影響を与え、パフォーマンスを低下させるものは、規則(EU) 2020/852の基準に適合しない結果とはならない。ただし、気候便益分析が、自然の攪乱による排出や除去に関する2006年IPCC国別温室効果ガスガイドラインの2019年改訂版と整合的であることを条件とする。

2.4. 期間の開始時およびその後5年ごとに、地域でモニタリングされる排出量および除去量に関する気候便益分析の正確性は、以下のいずれかによって管理されること。

- (a) 当該国の権限のある当局
- (b) 国内当局または活動の運営者の要請に応じて、独立した第三者認証機関。

3. 追加性

3.1. 活動の追加性を実証する。この実証は、活動が強制的ではなく、慣習的ではなく、もしも活動が持続可能な投資として資金調達のために受け入れられていなかったとすると、活動が規則2020/853に準拠しており、環境的に持続可能な投資として資金調達の適格性があるという認識に基づいて、以下の条件の1つが満たされていたであろう証拠を提供すること。

- (a) その活動が実施されなかったであろうし、その経済的、環境的又は社会的側面が著しく変更されたであろうこと。
- (b) 知識や行動上の障壁のために、活動が不可能であったであろうこと。
- (c) この地域は他の活動に転換され、利用され、気候緩和に悪影響を与えたであろうこと。

3.2. 活動の追加性は、次のいずれかによって示される。

- (a) 該当する国内の管轄当局がある場合には、その当局による。
- (b) 独立した第三者認証機関。国の当局又は活動の運営者の要請に基づく。

4. 持続性の保証

活動が行われる地域は、国内法によって定義される法的保護の対象であり、他の土地利用への転換が行われないことを確保すること。活動の事業者は、2で決定されたように、新規植林計画及びその後の森林管理計画又は同等の手段への将来の更新が気候便益をもたらすことを約束すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、本章の第1節に記すプランで特定され、対処されており、関連する利害関係者 ⁸⁶ と協議して策定された水利用・防護管理プランに従って、関連する独立した第三者認証機関によって管理されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	この活動によって引き起こされる林業文化の変化は、森林からの木材製品の長期的な循環性を著しく低下させることにはならないと思われる。
(5) 公害防 止・管理	<p>この活動は、農薬や肥料を使用していないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、国際貿易における特定の有害な化学物質および農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、およびWHOの危険有害性による農薬の勧告分類で分類Ia(「極めて有害」)またはIb(「極めて有害」)として列挙されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置が講じられている。その活動は、有効成分に関する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施していること。</p>
(6)	イン地域 指定 で 同氏国民 有能な 権限 保全のために、または保護されている生息地で、活動が行われている

⁸⁶ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁸⁷ WHOの有害性による農薬の推奨分類(バージョン2019)、<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/32193/978924005662-eng.pdf?ua=1>。

生物多様性 生態系の保護及び回復

国によって保護が図られる地域や、保護されている範囲の活動が、当該地域の保全の目標に適合するものであること。

生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の転換はないこと。

本節の第1節で言及した計画には、国および地方の規定に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には以下のものが含まれること。

- (a) 生息地及び種の良い保全状態を確保し、典型的な生息地種を維持すること。
- (b) 侵略的外来種の使用又は放出を除く。
- (c) 次のことが証明されない限り、非在来種の使用を除く。
- (d) 森林生殖材料の使用は、好ましく適切な生態系条件(気候、土壌基準、植生地帯、森林火災の回復力など)につながる。
- (e) 現存する在来種は、予測される気候条件やペド水文条件にもはや適応していない。
- (f) 土壌の構造及び肥沃度並びに土壌の生物多様性の維持を確保すること。
- (g) 自然に近い森林又は地域の状況に適合した類似の概念を促進すること。
- (h) 生物多様性の高い生態系を生物多様性の低い生態系に転換することを除く。
- (i) 森林に関連する生息地及び種の多様性を確保すること。
- (j) 樹木構造の多様性を確保し、成熟期の樹木及び枯死木の維持又は増進を図ること。

2. 環境保全・復旧活動

2.1. 湿地の再生

活動内容

湿地の回復とは、国際的に重要な湿地に関する条約、とりわけ水鳥の生息地として重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)に合致した湿地を意味し、湿地⁸⁹の国際的な定義⁸⁸にある。当該地域は、湿地⁹⁰の賢明な利用と保全に関する委員会情報に規定されているように、湿地の連合の定義に合致している。

この活動は、規則(EC) No 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類で言及されているような専用のNACEコードを持たないが、欧州議会及び理事会⁹¹の規則(EU) No 691/2011によって制定された環境保護活動の統計的分類のクラス6に関連する。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 復旧計画

1.1. この地域は、ラムサール条約の湿地回復⁹²に関する原則と指針に沿った回復計画の対象となっており、湿地として分類された地域が湿地管理計画の対象となるまでは、ラムサール条約のラムサールサイトや他の湿地⁹³の管理計画に関する指針に沿ったものとなっている。泥炭地については、復興計画はラムサール条約の関連決議(決議XIII/13を含む)に含まれている勧告に従うこと。

1.2. 復元計画には、土壌飽和の動態、好気性および嫌気性の変化を含む、局所的な水文学的および土壌学的条件の注意深い考察が含まれていること。

⁸⁸ Waterfowl Habitat, https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/current_convention_text_e

⁸⁹ 湿地には、湿地、湿地草原、泥炭地、洪水原、河川、湖などの多様な陸上生息地、塩湿地、マングローブ、干潟などの沿岸地域が含まれる。
低潮時には6メートル以下の海域、ダム、貯水池、水田、排水処理池、湖沼などの人工湿地、藻場、サンゴ礁などの海域。湿地に関するラムサール条約第7版(以前のラムサール条約マニュアル)。スイス、グランドのラムサール条約事務局

⁹⁰ 湿地の賢明な利用と保全に関する1995年5月29日の理事会および欧州議会への連絡、COM(95)189最終。

⁹¹ 欧州環境経済勘定に関する2011年7月6日の欧州議会及び理事会規則(EU)第691/2011号(OJ L 19 2, 22.7.2011, p.) 1)。

⁹² ラムサール条約(2002年)湿地回復のための原則とガイドライン。
ラムサール条約の決議VIII.16(2002)で採択。

⁹³ ラムサール条約(2002年)決議VIII.14 ラムサール現場および湿地の管理計画のための新ガイドライン
https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/res/key_res_viii_14_e.pdf

- 1.3. 湿地管理に関連するすべてのDNSH基準が、復旧計画で扱われていること。
- 1.4. 復旧計画は、計画に含まれる情報、特に関係する区域に関するデータの正確性を保証するモニタリングを提供すること。
- 1.5. 復旧計画の遵守状況は、復旧期間の開始時およびその後5年ごとに、国内の管轄当局(もしあれば)が確認するか、または管轄当局または所有者の要請があれば、独立した第三者認証機関が監査すること。独立した第三者認証機関は、所有者または資金提供者に直接リンクしておらず、活動の開発に関与してはいけない。

2. 気候便益分析

2.1. 気候便益分析では、復旧活動がない場合に関係する地域で起きたであろうビジネス・アズ・ユジュアルに関連した、20年間のGHG排出量と除去量のバランスに対応するベースラインを設定し、それらの事業者-通常の活動の長期的な平均GHGバランスの推定値を提供すること。

ビジネス・アズ・ユジュアルのビジネス・プラクティスは、次のいずれかとなる。

- (a) 活動開始前に文書化された管理活動(もしあれば)
- (b) 活動開始前の直近の通常通りの業務。

ベースラインに使用される排出量と除去量に関する情報は、透明性が高く、正確で、一貫性があり、完全で、比較可能であること。

2.2. 気候便益分析は、次の両方を実証していること。

- (a) 活動の開始から20年間にわたる活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味のバランスは、2.1で言及したベースラインよりも高い。
- (b) 活動の予測される長期的な平均GHGバランスは、2.1で言及したベースラインで予測される長期的な平均GHGバランスよりも高い。

気候便益分析は、AFOLUプロジェクトまたは活動とIPCCインベントリガイドライン⁹⁴との整合性に関する2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドライン2019改訂版と整合的であること。特に、その分析で使用された湿地の定義が、国別GHGインベントリで使用された湿地の定義と異なる場合、分析には、対象となる異なる土地カテゴリーの特定が含まれること。

⁹⁴ Box 2.0a「AFOLUのプロジェクトまたは活動とIPCCインベントリガイドラインとの整合性」第2章:複数の土地利用カテゴリーに適用される一般的方法論。第4巻:農林業その他の土地利用。2019年に改訂された2006年版IPCC国別温室効果ガスインベントリー作成ガイドライン https://www.ipccnggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch02_Generic%20Methods.pdf

気候便益分析は、計算のための最も保守的な仮定に基づいており、炭素固定の非永続性と逆転のリスク、飽和のリスク、漏洩のリスクについての適切な考察を含んでいること。

沿岸湿地については、気候便益分析は、予想される相対的な海面水位上昇と湿地が移動する可能性の予測を考慮すること。

2.3. 有害動植物や病気の寄生、火災、風、暴風雨などの自然の攪乱によって生じる排出や炭素の除去で、地域に影響を与え、パフォーマンスを低下させるものは、規則(EU)2020/852の基準に適合しない結果とはならない。ただし、気候便益分析が、自然の攪乱による排出や除去に関する2006年IPCC国別温室効果ガスガイドラインの2019年改訂版と一致しており、気候変動に関連するリスクを制限する適応策を含んでいることを条件とする。

2.4. この期間の初めとその後5年ごとに、気候便益分析は次のいずれかによって検証されること。

- a) もしあれば、関連する国内の管轄当局
- b) 国内当局または事業者の要請に応じて、独立した第三者認証機関。

3. 追加性

3.1. 活動の追加性を実証する。この実証は、当該活動が強制的又は慣習的ではなく、かつ、もしも当該活動が持続可能な投資として資金調達のために受け入れられていなかったとすると、当該活動が規則(EU) 2020/852に適合しているとの認識に基づき、以下の条件の1つが満たされていたであろう証拠を提供すること。

- (a) その活動が実施されなかったであろうし、その経済的、環境的及び/又は社会的側面が著しく変更されたであろうこと。
- (b) 知識や行動上の障壁のために、その活動は不可能であったであろうこと。
- (c) この地域は他の活動に転換され、利用され、気候緩和に悪影響を与えたであろうこと。

3.2. 追加性は、次のいずれかによって証明されること。

- (a) もしあれば、関連する国内の管轄当局
- (b) 国内当局または事業者の要請に応じて、独立した第三者認証機関。

4. 永続性

活動が行われる地域は、国内法によって定義される法的保護の対象とされ、他の土地利用への転換が行われないことを確保すること。活動の事業者は、湿地回復計画又は湿地管理計画が、第2項で決められたように活動によりもたらされる気候便益の将来の更新を約束すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁹⁵ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	ピート抽出を最小限に抑えること。
(5) 公害防止・ 管理	<p>農薬の使用は最小限に抑えられており、有害動植物や疾病の発生を制御するために農薬の使用が必要な場合を除き、指令2009/128/ECに従って、農薬に代わる非化学的な代替品を含む代替的なアプローチや技術が望ましい。この活動は肥料を使用しないこと。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するPOPs条約、特定の有害な化学物質及び農薬に関する事前のインフォームド・コンセント手続きに関するロッテルダム条約、水銀に関する水俣条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、及び分類Ia(「極めて有害」)として列挙されている有効成分の使用を回避するために、十分に文書化され、検証可能な措置がとられていること。</p>

⁹⁵

指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>WHOが推奨する農薬の有害性⁹⁶による分類のIIIb(「高有害性」)。その活動は、有効成分に関する関連する国内実施法に準拠していること。</p> <p>水質汚濁、土壌汚染を防止し、汚染が発生した場合には浄化対策を実施していること。</p>
<p>(6)生物多様性 生態系の保護及び回復</p>	<p>国の権限のある当局によって保全のために指定された地域、または保護されている生息地では、本活動は、それらの地域の保全目標に合致していること。</p> <p>生物多様性の損失や高い保全価値に特に敏感な生息地、あるいは国内法に従ってそのような生息地の回復のために用意されている地域の転換はないこと。</p> <p>本節の第1節(再生計画)で言及されている計画には、国や地方の条項に従い、生物多様性を維持し、可能な限り向上させるための規定が含まれており、その中には以下のものが含まれる。</p> <p>(a)生息地及び種の良い保全状態の確保、典型的な生息地種の維持</p> <p>(b)侵入種の使用又は放出を除く。</p>

3. 製造業

3.1. 再生可能エネルギー技術の製造

活動内容

再生可能エネルギー技術の製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC.25、C.27、C.28に分類される。

本活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

再生可能エネルギー技術を製造している経済活動。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁹⁷ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	本活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、以下を支援する技術を採用すること。 (a) 製造された製品に二次原材料及び再使用された部品を再使用し、及び使用すること。

⁹⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>(b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計</p> <p>(c) 製造工程での廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理</p>
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 保護及び復元の生物多様性・生態系の保護及び復元	<p>指令2011/92/EU99に従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別98が完了している。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準100に従って環境アセスメントが実施されている。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施される。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価101が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定102が実施されている。</p>

3.2. 水素製造装置の製造

活動内容

水素製造装置の製造

⁹⁸ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

⁹⁹ 2011年12月13日の欧州議会および理事会指令2011/92/EU
特定の官民プロジェクトが環境に与える影響の評価(OJ L 26, 28.1.2012, p.) 1).

¹⁰⁰ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁰¹ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁰² これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC.25、C.27、C.28に分類される。

本活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

経済活動は水素電解技術を製造していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁰³ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	本活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、以下に資する技術を採用すること。 (a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用 (b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計 (c) 製造工程において廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理

¹⁰³ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹⁰⁴が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹⁰⁵に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価¹⁰⁶が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定¹⁰⁷が実施されていること。</p>

3.3. 輸送用低炭素技術の製造

活動内容

低炭素輸送車両、フリート、船舶、主要部品の製造

本活動はNACEコードC.27.1.1、C.27.9.0、C.29.1.0、C.29.2.0、C.30.1.1に分類され、C.30.1.2 C.30.2.0、C.30.9.1、C.30.9.2、C.30.9.9は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従っている。

本活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

¹⁰⁴ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹⁰⁵ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁰⁶ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁰⁷ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

気候変動緩和への実質的な貢献

以下のものを製造する経済活動を対象とする。

- (a) 直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロの鉄道、客車、貨車
- (b) 鉄道、乗客用コーチ、貨車等で、必要なインフラストラクチャーを備えた軌道上で運行した場合に排出されるCO₂をゼロにし、かつ、そのインフラストラクチャーが利用できない場合に従来のエンジン(バイモード)を使用すること。
- (c) 車両の直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロである都市部、郊外部、道路旅客輸送装置
- (d) 使用者の身体活動、ゼロ・エミッション・モーター、またはゼロ・エミッション・モーターと身体活動の組み合わせから生じる推進装置を備えたパーソナル・モビリティ・デバイス
- (e) 「M₁」および「N₁¹⁰⁸」に分類される車両
 - (i) 2025年12月31日まで:欧州議会および¹⁰⁹理事会の規則(EU)2019/631第3条(1)、第3条(h)に定義されるCO₂の排出原単位。50gCO₂/kmより低い(低排出軽量車)。
 - (ii) 2026年1月1日から:規則(EU)2019/631第3条(1)、第3条(h)に定義されるCO₂の排出原単位はゼロである。
- (f) 欧州議会および理事会¹¹¹の規則(EU)168/2013に規定された排出試験に従って計算されたCO_{2e}/km0gに等しい排気管CO₂排出量を有するカテゴリーL¹¹⁰の車両。
- (g) 技術的に許容される化石燃料の輸送に専念しない自動車であり、規則(EU)2019/1242112第3条(11)に定義される「ゼロ・エミッション重量車」である7,5トン以下の最大積載質量を持つ車両

¹⁰⁸ (EU)規則(No.715/2007)及び(EC)No.595/2009を改正し、指令2007/46/EC(OJ L 151, 14.06.2018, p)を廃止し、自動車及びそのトレーラー並びにそのような車両のためのシステム、構成要素及び分離された技術単位の承認のための枠組みを確立する2018年5月30日の欧州議会及び理事会規則(EU)2018/858第4条(1)及び(b)に定義されているとおり。1)。

¹⁰⁹ 2019年4月17日の欧州議会および理事会規則(EU)2019/631は、新乗用車および新型軽商用車のCO₂排出性能基準を定め、規則(EC)No.443/2009および(EU)No.510/2011(OJ L 111, 25.4.2019, p.)を廃止した。13)。

¹¹⁰ 二輪車又は三輪車及び四輪車の承認及び市場監視に関する2013年1月15日の欧州議会及び理事会規則(EU)No.168/2013の第4条に定義される(OJ L 60, 2.3.2013, p)。52)。

¹¹¹ 2013年1月15日の欧州議会および理事会規則(EU)No.168/2013
二輪車または三輪車および四輪車の承認および市場監視(OJ L 60, 2.3.2013, p) 52)。

(h) 規制(EU)2019/1242第3条(11)に定義される「ゼロ・エミッション重量車両である技術的に許容される最大積載量が7,5トンを超える化石燃料の輸送専用車両」または同規則第3条(12)に定義される「低排出重量車両」

(i) 次の内陸旅客水運船

(i) 直接(排気管)CO₂排出量がゼロである。

(ii) 2025年12月31日までは、通常運転のために直接(テールパイプ)CO₂排出量ゼロまたはプラグイン電源の少なくとも50%を使用するハイブリッド船である。

(j) 化石燃料輸送専用ではない内陸貨物海上輸送船。

(i) 直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロである。

(ii) 2025年12月31日まで、(EU)規則2019/1242第11条に従って、重量車両(車両サブグループ5- LH)に定義されるCO₂排出量の平均基準値より50%低いエネルギー効率運転指標¹¹³を使用して、トンキロ(gCO₂/tkm)当たりのCO₂の直接(テールパイプ)排出量を算定(または新造船の場合は推定)する。

(k) 化石燃料輸送専用ではない海上・沿岸貨物海上輸送船。

(i) 直接(排気管)CO₂排出量がゼロである。

(ii) 2025年12月31日までは、通常運転のために直接(テールパイプ)CO₂排出量ゼロまたはプラグイン電源の少なくとも50%を使用するハイブリッド船である。

(iii) 2025年12月31日までで、現に陸路で輸送されている貨物の海上へのモーダルシフトを可能にするために設計された内航サービスの提供にのみ使用されていることが証明できる場合に限り、以下の船舶

¹¹² 欧州議会及び理事会規則(EU)2019/1242は、新大型車のCO₂排出性能基準を定め、欧州議会及び理事会指令96/53/EC(OJ L 198,25.7.2019,p)の規則(EC)595/2009及び(EU)2018/956を改正する。202).

¹¹³ 「エネルギー効率運転指標」とは、輸送作業単位あたりのCO₂排出量の割合をいう。a上の船舶運航のエネルギー効率の代表値とすべきである。船舶の全体的な取引パターンを表す一貫した期間 この指標の算出方法に関するガイダンスは、文書MEPC.1/Circに記載されている。IMOから684名。

国際海事機関(IMO)のエネルギー効率設計指数(EEDI)¹¹⁴を用いて算定した直接(テールパイプ)CO₂排出量が、規則(EU)2019/1242第11条に従って大型車両(車両サブグループ5-LH)で定義された平均基準CO₂排出量の50%未満であること。

(iv) 2025年12月31日まで、船舶は、2022¹¹⁵年1月1日に適用されるEEDIの要件を10%下回るエネルギー効率設計指数(EEDI)を達成している。

(1) 化石燃料輸送専用船ではない海上・沿岸旅客水上輸送船

(i) 直接(排気管)CO₂排出量がゼロである。

(ii) 2025年12月31日までは、ハイブリッド船は、通常運転のために、直接(テールパイプ)CO₂排出量ゼロまたはプラグイン電源の少なくとも50%を使用する。

(iii) 2025年12月31日まで、船舶は、2022年1月1日に適用されるEEDI要件を10%下回るエネルギー効率設計指数(EEDI)値を達成している。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹¹⁶ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラーエコノミーへの移行	本活動は、利用可能性を評価し、可能であればこれらの技術を採用すること。

¹¹⁴ エネルギー 効率 設計 イン
デックス、<http://www.imo.org/fr/MediaCentre/HotTopics/GHG/Pages/EEDI.aspx>

¹¹⁵ 国際海事機関の海洋環境保護委員会の第74回会合で合意された。

¹¹⁶ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>(a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用</p> <p>(b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計</p> <p>(c) 製造工程において、廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理</p>
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹¹⁷が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹¹⁸に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価¹¹⁹が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定¹²⁰が実施されていること。</p>

3.4. ビル用エネルギー効率機器の製造

活動内容

ビル用エネルギー効率機器の製造

¹¹⁷ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹¹⁸ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹¹⁹ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹²⁰ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動は、NACEコードC16.23、C17.11、C22.23、C23.11、C23.20、C23.31、C23.32、C23.43、C25.11、C25.12、C25.21、C25.29、C25.93、C27.31、C27.32、C27.33に分類され、C27.40、C27.51、C28.11、C28.12、C28.13、C28.14は、規則(EC)No.1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類に従っている。

本活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

以下の製品のうちの1つまたは複数製造し、その主要な構成要素を製造する経済活動を対象とする。

- (a) U値が $0.7\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下のウィンドウ
- (b) U値が $1.2\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下のドア
- (c) U値が $0.5\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下の外部クラッド
- (d) U値が $0.3\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下の屋根材
- (e) 欧州議会および理事会¹²¹の規則(EU)2017/1369に従い、上位2つのエネルギー効率クラスに分類される家電製品。
- (f) 規則(EU)2017/1369に従い、上位2つのエネルギー表示クラスに格付けされた照明器具。
- (g) 規則(EU)2017/1369に従い、最高レベルのエネルギーラベル等級に格付けされた暖房および家庭用給湯システム。
- (h) 規則(EU)2017/1369に従って、上位2つのエネルギー表示クラスで評価された冷却・換気システム。

一照明設備の有無及び昼光の制御

- (j) 本附属書の4.16節に定める技術的選別基準に適合するヒートポンプ
 - (k) 日よけ又は日射制御の機能を有する外壁及び屋根の要素(植生の生育を支えるものを含む。)
 - (l) ビルのエネルギー効率の良いビル自動化・制御システム
 - (m) ゾーン化されたサーモスタット及び住宅用建築物の主な電力負荷をスマートに監視するための装置、及びセンサー装置
 - (n) 地域冷暖房システムに接続された個々の家庭用の熱計測・温熱制御機器、および建物全体を対象としたセントラルヒーティングシステムに接続された個々のアパート用の製品。
-

¹²¹ 2017年7月4日の欧州議会及び理事会規則(EU)2017/1369は、エネルギー表示及び廃止指令2010/

30/EU(OJ L 198, 28.7.2017, p.)の枠組みを定めている。1).

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹²² と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	<p>本活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、以下につながる技術を採用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用 (b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計 (c) 製造工程での廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理
(5) 公害防 止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生 態系の保護および 回復	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹²³が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹²⁴に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合、環境を保護するために必要な緩和措置と補償措置が実施されること。</p>

¹²² 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹²³ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

¹²⁴ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価¹²⁵が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定¹²⁶が実施されていること。

3.5. 他の低炭素技術の製造

活動内容

経済の他の部門で実質的なGHG排出削減をもたらす低炭素技術の製造。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、C 10からC33までのNACEコードに分類される。

本活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

ライフサイクルでのGHG排出量の大幅な削減を実証する低炭素技術(およびその主要な構成要素)を製造しており、市場で利用可能な最良の代替技術/製品/ソリューションと比較しているような経済活動を対象とする。

ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減量は、委員会勧告2013/179/EU¹²⁷またはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて算定される。

定量化されたライフサイクルGHG排出削減量は、独立した第三者機関によって検証されること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

¹²⁵ 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹²⁶ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

¹²⁷ 共通の方法の使用に関する委員会勧告2013/179/EU2013年4月9日
製品および組織のライフサイクル環境パフォーマンスを測定し、伝達する(OJ L 124, 4.5.2013, p.)。1).

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹²⁸ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	<p>本活動は、利用可能性を評価し、可能であれば、以下につながる技術を採用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された製品の二次原料・部品のリユース・使用 (b) 製品の高耐久性、リサイクル性、解体性、適合性を考慮した設計 (c) 製造工程での廃棄よりリサイクルを優先した廃棄物管理
(5) 公害防 止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生 態系の保護及び回 復	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EI A)または選別¹²⁹が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹³⁰に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ世界遺産や主要生物多様性地域など)またはその近傍に所在するサイト/事業について、適切な評価¹³¹(該当する場合)が実施され、その結論に基づき、必要な軽減措置¹³²が実施されていること。</p>

¹²⁸ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹²⁹ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

¹³⁰ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

3.6. セメント製造

活動内容

セメントクリンカー、セメント、または代替ブラインダーの製造。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC23.51に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、以下のいずれかを製造する。

- (a) 灰色セメントクリンカー1トン当たりのGHG排出¹³³が $[xx^{134}]tCO_2e$ より低い灰色セメントクリンカー;
- (b) セメントまたは代替の水圧バインダ、グレークリンカーからのもので、クリンカーおよびセメントまたは代替のバインダ製造からのGHG排出¹³⁵がセメントまたは代替のバインダ1トンあたり $[x \times x^{136}]tCO_2e$ 未満である。

この附属書の5.11及び5.12のとおり、製造工程から排出されるCO₂を回収し、CO₂を輸送し、条項に定める技術的審査基準に従い、地下に保管される。

¹³¹ 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹³² これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

¹³³ 2018年12月19日の委員会委任規則(EU)2019/331に従って計算
欧州議会及び理事会指令2003/87/ECの第10a条(OJ L 59, 27.2.2019, p)に従った排出枠の調和された自由割当のための暫定的な連合全体の規則の決定。8)

¹³⁴ [以下の文脈で収集されたデータに基づくインストールの上位10%の平均値]
EU排出量取引システム(EU ETS)の2021-2026年の期間の産業ベンチマークを確立し、欧州議会及び理事会指令2003/87/EC(欧州共同体内での温室効果ガス排出枠取引のスキームを確立し、理事会指令96/61/EC(OJ L 275, 25.10.2003, p)を改正するための指令2003/87/EC(2003年10月13日)に定められたベンチマークを設定する方法に従って計算する。32)]

¹³⁵ 規則(EU)2019/331に従って算出。

¹³⁶ [EU ETS産業ベンチマークを策定する文脈で収集されたデータに基づく、2021~2026年の期間の導入量の上位10%の平均値。

指令2003/87/ECに定められたベンチマークの設定方法にクリンカー/セメント比(0.65)を乗じた方法

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹³⁷ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	<p>排出量は、セメント、石灰、酸化マグネシウム¹³⁸の製造に関して利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は¹³⁹発生しないこと。</p> <p>有害廃棄物を代替燃料として使用するセメントの製造においては、廃棄物の安全な取扱いを確保するための措置が講じられていること。</p>

¹³⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹³⁸ 指令2010/75/EU及び欧州議会・EUの下で利用可能な最良の技術(BAT)結論を確立する2013年3月26日の委員会実施決定2013/163/EU

セメント、石灰及び酸化マグネシウムの生産のための産業排出に関する評議会(OJ L 100, 9.4.2013, p.) 1).

¹³⁹ 経済学とクロス・メディア・エフェクトに関するベスト・アベイラブル・テクニク参考文書(BREF)、https://eippcb.jrc.europa.eu/sites/default/files/2019-11/ecm_bref_0706.

(6) 生物多様性 生態系	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹⁴⁰が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹⁴¹に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価¹⁴²が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定¹⁴³が実施されていること。</p>
------------------	---

3.7. アルミニウムの製造

活動内容

一次アルミナ(ボーキサイト)法または二次アルミニウムリサイクルによるアルミニウムの製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC24.42に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

¹⁴⁰ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹⁴¹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁴² 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従ってパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁴³ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動は、以下のいずれかを製造すること。

- (a) 直接的なGHG排出量と間接的なGHG排出¹⁴⁴の合計がアルミニウム製造¹⁴⁶1トン当たりの $[xx]^{145}$ tCO₂より低い一次アルミニウム;
- (b) 二次アルミニウム

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁴⁷ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	排出量は、非鉄金属産業 ¹⁴⁸ についての利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じない。

¹⁴⁴ 間接的な温室効果ガス排出量とは、一次アルミニウムの製造に使用される電力の発電から生じるライフサイクルでの温室効果ガス排出量である。

¹⁴⁵ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年に設定する文脈で収集されたデータに基づき、指令2003/87/ECに示されたベンチマークを設定するための方法論に、発電の気候変動緩和基準(100gCO₂/kWh)にアルミニウム製造の平均エネルギー効率(15.5 MWh/t Al)を掛けた実質的な寄与を加えたものに従って計算された導入量の上位10%の平均値]

¹⁴⁶ 製造されるアルミニウムは、電解により製造される未加工の非合金液体アルミニウムである。

¹⁴⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹⁴⁸ 2016年6月13日の委員会実施決定(EU)2016/1032が最良の利用可能性を確立
非鉄金属産業に関する指令2010/75/EU及び理事会の下での技術(BAT)結論(OJ L 174, 30.6.2016, p.) 32).

(6)生物多様性 生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹⁴⁹が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹⁵⁰に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価¹⁵¹が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定¹⁵²が実施されていること。</p>
----------------------	---

3.8. 鉄鋼業

活動内容

鉄鋼製造業

この活動は、規則(EC)No.1893/2006により確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC24.10、C24.20、C24.31、C24.32、C24.33、C24.34、C24.51およびC24.52に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

¹⁴⁹ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹⁵⁰ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁵¹ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従ってパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁵² これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動は、以下のいずれかを製造するものである。

(a) 製造工程ごとの温室効果ガス排出¹⁵³が以下の値を下回る鉄鋼

(i) 溶湯 = [xxx¹⁵⁴] tCO₂e/t生成物;

(ii) 焼結鉱 = [xxx¹⁵⁵] tCO₂e/t生成物;

(iii) コークス(亜炭コークスを除く。)= [xxx¹⁵⁶] tCO₂e/t生成物

(iv) 鑄鉄 = [xxx¹⁵⁷] tCO₂e/t生成物;

(v) 電気炉(電気炉)高合金鋼 = [xxx¹⁵⁸] tCO₂e/t生成物;

(vi) 電気炉(電気炉)炭素鋼=[xxx¹⁵⁹]tCO₂e/t生成物。

(b) 鉄含有量の少なくとも90%がスクラップ鋼から供給される電気炉(EAF)の鉄鋼と最終製品。

製造工程から排出されるCO₂が捕捉される場合、CO₂は、この附属書の5.11及び5.12セクションに記載された技術審査基準に従って、地下に輸送され、貯蔵される。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 持続可能な利用と保護の	水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、関連する利害関係者160と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って特定され、かつ、対処されること。

¹⁵³ 規則(EU)2019/331に従って算出。

¹⁵⁴ [EU ETS産業ベンチマークを策定する文脈で収集されたデータに基づく、2021~2026年の期間の導入量の上位10%の平均値。

指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法に従って

¹⁵⁵ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

¹⁵⁶ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

¹⁵⁷ [以下の文脈で収集されたデータに基づくインストールの上位10%の平均値]

指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法論に従って計算された、2021-2026年の期間のEU ETS産業ベンチマークの設定。

¹⁵⁸ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

¹⁵⁹ [以下の文脈で収集されたデータに基づくインストールの上位10%の平均値]

指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法論に従って計算された、2021-2026年の期間のEU ETS産業ベンチマークの設定。

水資源・海洋資源	
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	排出量は、鉄鋼生産 ¹⁶¹ に関する利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低い。有意な交差媒体効果は生じないこと。
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別 ¹⁶² が完了している。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準 ¹⁶³ に従って環境アセスメントが実施されている。 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施される。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価 ¹⁶⁴ が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定 ¹⁶⁵ が実施されている。

¹⁶⁰ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹⁶¹ 2012年2月28日の委員会実施決定2012/135/EUが利用可能な最良のものを確立
鉄鋼生産のための産業排出に関する欧州議会および理事会指令2010/75/EUの下での技術(BAT)結論(OJ L 70,8.3.2012,p)。63).

¹⁶² 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

¹⁶³ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁶⁴ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁶⁵ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

3.9. 水素の製造水素の製造

この活性は統計学的にNACEコードC20.11に基づいて分類される。
規則(EC)No 1893/2006によって制定された経済活動の分類。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、欧州議会および理事会¹⁶⁶の指令(EU)2018/2001の第25条(2)および附属書Vに定められた手法に類推して、化石燃料コンパレータ94g CO₂e/MJ[結果として2.256 tCO₂e q/tH₂]と比較して、ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減要件80%を満たしていること。

ライフサイクルでのGHG排出削減量は、指令(EU)2018/2001の第28条(5)で言及されている方法論、あるいはISO 14067:2018またはISO 14064- 1:2018を用いて算定される。

定量化されたライフサイクルGHG排出削減量は、指令(EU)2018/2001の第30条(該当する場合)または独立した第三者によって検証される。

製造工程から排出されるCO₂が捕捉される場合、CO₂は、この附属書の5.11及び5.12章に定める技術審査基準に従って、地下に輸送され、貯蔵される。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
水資源・海洋資源	(3) 水質保全に関する環境劣化リスクや水ストレスの回避は、関連する利害関係者 ¹⁶⁷ と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプラン事項に従って特定され、かつ、対処される。 。

¹⁶⁶ 再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会及び理事会指令(EU)2018/2001(OJ L 328, 21.12.2018, p) 82)

¹⁶⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>排出量は、[化学部門における一般的な廃棄物ガス管理・処理システムのための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論]に示されている利用可能な最良の技術(BAT-AEL)に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。</p> <p>有意な交差媒体効果は生じないこと。</p>
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別¹⁶⁸が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準¹⁶⁹に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価¹⁷⁰が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定¹⁷¹が実施されていること。</p>

3.10. カーボンブラックの製造

活動内容

カーボンブラックの製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC20.13の下で分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

¹⁶⁸ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(指令2011/92/EUの第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管当局が決定する手続き。

¹⁶⁹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁷⁰ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁷¹ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

カーボンブラック製造工程からの温室効果ガス排出¹⁷²は、製品1トン当たりの[xxx¹⁷³]tCO₂eよりも低い。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁷⁴ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。 (a) 大量の無機化学物質およびその他の産業 ¹⁷⁵ のための最良利用可能技術参考文献文書。 (b) 化学部門の176一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムに関する最良の利用可能な技術(BAT)の結論

¹⁷² 規則(EU)2019/331に従って算出。

¹⁷³ [以下の文脈で収集されたデータに基づくインストールの上位10%の平均値]

指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法論に従って計算された、2021-2026年の期間のEU ETS産業ベンチマークの設定。

¹⁷⁴ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹⁷⁵ 大容量無機化学物質のための最良利用可能技術(BAT)参照文書

ソリッドその他の業界、https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/lvics_bref_0907.pdf

	<p>(c) [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムに関する利用可能な最良の技術(BAT)の結論]</p> <p>有意な交差媒体効果は生じないこと。</p>
<p>(6)</p> <p>生物多様性・生態系の保護及び復元</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別177が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準178に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価179が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定180が実施されていること。</p>

3.11. 炭酸二ナトリウムの製造

活動内容

炭酸二ナトリウム(ソーダ灰)の製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC20.13の下で分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

¹⁷⁶ 欧州議会及び理事会指令2010/75/EUの下で、化学部門における共通の廃水及び廃ガス処理/管理システムのための最良利用可能技術(BAT)結論を確立する2016年5月30日の委員会実施決定(EU)2016/902(OJ L 152, 9.6.2016, p). 23).

¹⁷⁷ 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

¹⁷⁸ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁷⁹ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁸⁰ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

炭酸二ナトリウム(ソーダ灰)製造工程からの温室効果ガス排出¹⁸¹は、製品1トン当たりの $[xx \times^{182}]tCO_2e$ よりも低いこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁸³ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。 <ul style="list-style-type: none">(a) 大量の無機化学物質およびその他の産業のための最良利用可能技術参考文書(BREF)(b) 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論(c) [共通する最良の利用可能な技術(BAT)の結論]

¹⁸¹ 規則(EU)2019/331に従って算出。

¹⁸² [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

¹⁸³ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	<p>化学部門の排ガス管理・処理システム 有意な交差媒体効果は生じないこと。</p>
<p>(6) 生物多様性・生態系の保護及び復元</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別184が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準185に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価186が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定187が実施されていること。</p>

3.12. 塩素の製造塩素の製造

この活動は規則(EC)No 1893/2006によって制定された経済活動の分類に従い、統計学分類のNACEコードC20.13に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

¹⁸⁴ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(指令2011/92/EUの第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管当局が決定する手続き。

¹⁸⁵ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁸⁶ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って;又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁸⁷ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

電気分解および塩素処理の電力消費は、塩素1トン当たり2.45 MWh以下であること。

塩素製造に使用される電力のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の平均値は、100g CO₂e/kWh以下であること。

ライフサイクルGHG排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ¹⁸⁸ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。 (a) クロール-アルカリ ¹⁸⁹ の製造に関して利用できる最良の技術(BAT)の結論 (b) 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論 (c) [化学部門における一般的な廃棄物ガス管理および処理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論]。

¹⁸⁸ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

¹⁸⁹ クロール-アルカリの生産のための、工業排出に関する欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 332, 11.12.2013, p)の下で利用可能な最良の技術(BAT)結論を確立した2013年12月9日の委員会実施決定2013/732/EU。34).

	有意な交差媒体効果は生じないこと。
(6) 生物多様性・ 生態系の保護及び 復元	<p>指令2011/92/EUに従って、EU同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別190が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準191に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価192が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定193が実施されていること。</p>

3.13. 有機基礎化学品の製造

活動内容

以下の品目の製造が該当する:

- (a) 大量化学物質(HVC):
 - (i) アセチレン
 - (ii) エチレン
 - (iii) プロピレン
 - (iv) ブタジエン
- (b) 芳香族:
 - (i) 混合アルキルベンゼン、混合アルキルナフタレン(HS二七〇七又は二九〇二を除く。)
 - (ii) シクロヘキサン;
 - (iii) ベンゼン
 - (iv) トルエン

¹⁹⁰ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

¹⁹¹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

¹⁹² 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

¹⁹³ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないこ

とを確実にするために特定されている。

- (v) o-キシレン
 - (vi) p-キシレン;
 - (vii) m-キシレン異性体及び混合キシレン異性体
 - (viii) エチルベンゼン
 - (ix) クメン
 - (x) ビフェニル、ターフェニル、ビニルトルエンその他の環状炭化水素(シクラン、シクレン、シクロテルペン、ベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、クメン、ナフタレン、アントラセンを除く。)
 - (xi) ベンゾール(ベンゼン)、トルオール(トルエン)、キシロール(キシレン)
 - (xii) ナフタレンその他の芳香族炭化水素混合物(ベンゾール、トルオール、キシロールを除く。)
- (c) 塩化ビニル
 - (d) スチレン
 - (e) エチレンオキシド;
 - (f) モノエチレングリコール
 - (g) アジピン酸

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC20.14に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

有機基礎化学品製造工程からの温室効果ガス排出¹⁹⁴は、以下より低いこと。

- (a) HVCについては、 $[xxx^{195}]$ HVCの tCO_2e/t ;
- (b) 芳香族については、 $[xxx^{196}]$ 芳香族の tCO_2e/t ;
- (c) 塩化ビニルについては、 $[xxx^{197}]$ 塩化ビニルの tCO_2e/t

¹⁹⁴ 規則(EU)2019/331に従って算出。

¹⁹⁵ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

¹⁹⁶ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

¹⁹⁷ [以下の文脈で収集されたデータに基づくインストールの上位10%の平均値]

指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法論に従って計算された、2021-20

26年の期間のEU ETS産業ベンチマークの設定。

- (d) スチレンについては、スチレンの $[xxx^{198}]tCO_2e/t$
- (e) エチレンオキシド/エチレングリコールの場合: $[xxx^{199}]$ エチレンオキシド/グリコールの tCO_2e/t ;
- (f) アジピン酸の場合: $[xxx^{200}] tCO_2e/t$ のアジピン酸。

対象となる有機化学物質が、全部または一部が再生可能な原料から生産される場合、製造され、全部または一部が再生可能な原料から製造される化学物質のライフサイクルGHG排出量は、化石燃料原料から製造される同等の化学物質のライフサイクルGHG排出量よりも少ないこと。

ライフサイクルGHG排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

食品や飼料作物は、有機基礎化学物質の製造のためのバイオベースの原料としては使用されないこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ²⁰¹ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし

¹⁹⁸ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

¹⁹⁹ [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定する方法に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

²⁰⁰ [以下の文脈で収集されたデータに基づくインストールの上位10%の平均値]
指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法論に従って計算された、2021-2026年の期間のEU ETS産業ベンチマークの設定。

²⁰¹ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。